

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

美馬市は、徳島県の西部に位置し、西側が東みよし町、つるぎ町、三好市と、北側が讃岐山脈の山頂で香川県高松市と、東側が阿波市、吉野川市、神山町と、南側が那賀町と接している。総面積は367.14㎢で、市のほぼ中央を東西に吉野川が、南北には穴吹川などの吉野川水系の河川が流れ、その沿岸の平野部が主な可住地となっており、北側の讃岐山系、南側の剣山山系をはじめ、総面積の約8割が森林で清らかな水と豊かな緑に囲まれた自然の美しい地域である。近年、本市の総人口は、減少傾向で推移しており、令和2年国勢調査では28,055人となっている。全国平均及び県平均と比較して、少子高齢化が著しいものとなっており、今後も人口減少や更なる高齢化が予想される。また、古くから交通の要衝として商業を中心に栄えてきた街であり、現在も県西部地域の中核的な町である。

本市では、電気機械器具製造業、化学工業、窯業・土石製品製造業をはじめとする製造業及び農林水産業が、移輸出収入額がプラスとなって域外から所得を獲得するとともに、一定規模の生産額や従業員数がある基盤産業となっている。

また本市では、生産額、付加価値額、雇用者所得とも「サービス業」が最も多くなっており、うち「医療、福祉」がいずれも比較的多い割合を占めている。「サービス業」以外では、付加価値額をみると、「公務」「電気機械」「卸売・小売業」「化学」「建設業」の順に多くなっている。この中で、基盤産業である「電気機械」「化学」を除くと、「卸売・小売業」が雇用吸収力も高く、業種として所得が高い分野となっている。交付税を原資とする「公務」や、公共事業と連動する「建設業」についても、一定の所得を生み出している。

こうした産業識別をふまえて、本市の経済循環構造を概観すると、電気機械器具製造業、化学工業、窯業・土石製品製造業をはじめとする製造業及び農林水産業で域外からの資金を獲得し、域内を市場とするサービス業、卸売・小売業での所得を生み出すとともに、雇用を支えている。

商業については、大規模店舗の増加や複合型商業施設、飲食チェーン店の進出、コンビニエンスストアの急増によって、既存の商店を訪れる顧客数は減少傾向が続いている。また工業についても、市内事業所全体の約6割が従業員10人未満の小規模零細企業という現状である。今後も人口の減少が続くと想定されるため、商工業を巡る環境は厳しい状況にある。

さらに、現在、市内の事業所数は減少傾向にあり、人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業構造が失われかねない状況である。

このような中、本市では、地域経済分析システム（RESAS）や本市の「地域産業連関表」から地域における産業構造の分析を進め、平成31年4月には地域経済の実態を的確に把握し、小規模事業者等の振興策を含めた「美馬市産業振興ビジョン」及び、中小企業等の振興に関する基本理念を定めた「中小企業振興基本条例」を制定してきている。また、令和2年3月に策定した「第3次美馬市総合計画」でも、本市として取り組むべき産業振興施策の方向性を盛り込み、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築する取組を支援していくこととしている。

（2）目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、県西部地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現させるための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

美馬市の産業は、「農業」「林業」などの第1次産業、「電気機械」「化学」「窯業・土石製品」などをはじめとする「製造業」や「建設業」の第2次産業、「医療・福祉」などをはじめとする「サービス業」や「卸売・小売業」の第3次産業と多岐に渡り、多様な業種が美馬市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備は雇用の創出及び安定を図る等の観点から、自己の工場や事務所等建築物の屋上に設置するもので、全量売電を目的とせずその発電電力を直接生産等に供するものに限り対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

美馬市の産業は、平野部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、美馬市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

美馬市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が美馬市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月14日から令和7年6月13日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。